

三木市

事業系ごみの処理について

－ ハンドブック －

(令和6年11月改訂版)



目次

はじめに.....	1	三木市清掃センターで処理できる廃棄物.....	6
廃棄物の定義と分類.....	2	搬入物の検査（展開検査）.....	8
事業者の責務.....	3	3 R の理念・ごみの減量化.....	9
産業廃棄物の種類と具体例.....	4	廃棄物再生事業者登録名簿.....	10
事業系一般廃棄物.....	5	三木市一般廃棄物収集運搬（ごみ）許可業者名簿 ...	10
ごみとして処理する方法.....	5	産業廃棄物処理業者名簿.....	10

12 つくる責任
つかう責任



SDGs12
つくる責任つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する

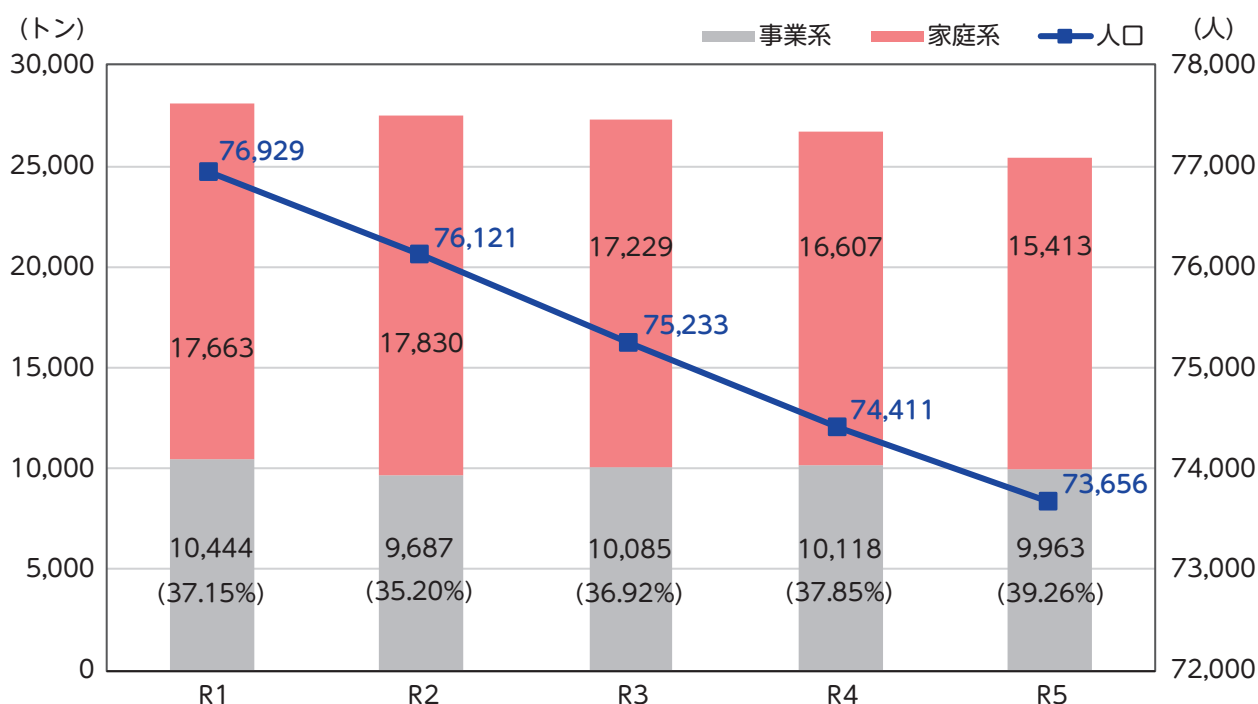
廃棄物の発生防止、削減、再生利用、再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

» はじめに

三木市清掃センターで処理するごみのうち、事業活動に伴って発生するごみ（事業系ごみ）は、約1万トンであり、ごみ処理量の約40%に当たります。

下のグラフのとおり、家庭から排出されるごみ（家庭系ごみ）は、三木市版ごみ分別アプリの普及促進を行うとともに、市民の皆さまにごみの減量化・資源化にご協力いただくことで、年々減少していますが、事業系ごみについては、依然として横ばい傾向にあります。

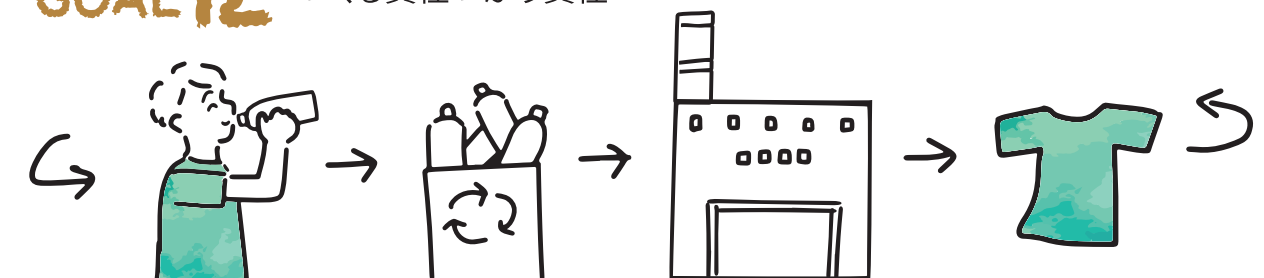
三木市清掃センターでのごみ処理量の推移



三木市清掃センターに搬入される事業系ごみの中には、資源として再利用可能な紙類や、本来、搬入できない廃プラスチック類等（産業廃棄物）まで含まれていることがあります。

事業所の皆さまには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」）で定められた「事業者の責務」をご理解の上、このハンドブックもご利用いただきながら、**事業系ごみの減量化・資源化への一層の取組、循環型社会の構築推進にご協力**いただきますようお願いいたします。

GOAL12 つくる責任つかう責任

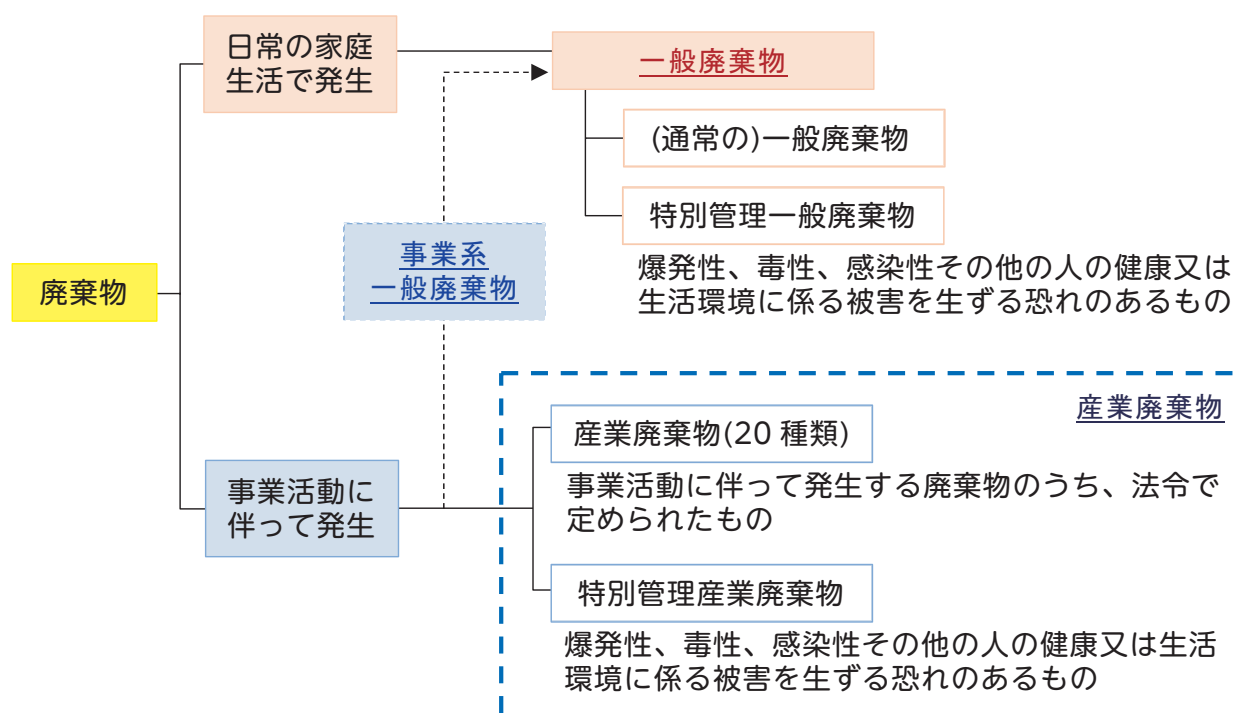


》 廃棄物の定義と分類

廃棄物処理法では、「廃棄物」とは、占有者が自分で利用したり、他人に有償で売却することができないために不要となった物で、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）と定義されています。

また、同法では、廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されており、そのうち、一般廃棄物は、日常の家庭生活で発生する「家庭系一般廃棄物」と事業活動に伴って発生する「事業系一般廃棄物」に分類されます。

つまり、**事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」は、事業系一般廃棄物（産業廃棄物以外のごみ）と産業廃棄物に分類**することができます。



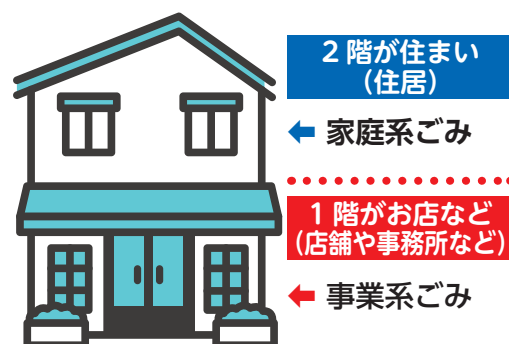
》》 事業系ごみは地域のごみステーションには出せません

事業系ごみを地域のごみステーション（家庭ごみの集積場所）に出すことはできません。これは「**不法投棄**」に当たり、廃棄物処理法第25条第1項第14号の規定により、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はこの両方が科せられます（法人については、3億円以下の罰金（同法第32条第1項第1号））。

》》 併用住宅から出るごみは分けて処理を

1階が店舗や事務所、2階が住居のような併用住宅から出るごみを、一緒に家庭ごみとして出すことはできません。

店舗や事務所などから出るごみは、事業系ごみとして処理する必要があります。



» 事業者の責務

循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物処理法や資源有効利用促進法、個別物品の特性に応じた規制（家電リサイクル法など）などにより、環境負荷の少ない循環型社会の形成に向けたごみの減量化・リサイクルを推進するための法整備が進み、事業者の責務が明確に定められています。

廃棄物処理法では、事業活動に伴って生じる廃棄物（ごみ）について、次のとおり事業者の処理責任を規定しています。

●廃棄物処理法 第3条（事業者の責務）

- ・事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- ・事業活動に伴って生じた廃棄物の再利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合に、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- ・廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

また、「事業者の処理」として、産業廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物処理（収集運搬、処分）の許可を受けた業者に委託しなければなりません。この場合、排出事業者は、その産業廃棄物の最終処分が終了するまで、確認する必要があります。

●廃棄物処理法 第12条（事業者の処理）より

- ・事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、法に規定する各業者等に委託しなければならない。
- ・事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定められた基準に従わなければならない。
- ・事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、その処理の状況に関する確認を行い、その産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。



》 産業廃棄物の種類と具体例

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された次の 20 種類をいいます。

	種 類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃え殻	石炭殻、焼却灰など
	② 汚泥	工場排水汚泥、建設汚泥など
	③ 廃油	廃潤滑油、廃切削油などのすべての廃油
	④ 廃酸	廃硫酸、廃塩酸など
	⑤ 廃アルカリ	廃ソーダ液、写真現像廃液など
	⑥ 廃プラスチック類	弁当・カップ麺の容器、トレー、ビニール袋、発泡スチロール、塩化ビニール製品、マルチ、ペットボトル、PPバンド、クロス、合成ゴムくずなど
	⑦ ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくずなど
	⑧ 金属くず	刃物、スプレー缶、金具類、空き缶、研磨粉など
	⑨ ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず	陶磁器くず、コップ等のガラスくず、板ガラスくず、廃石膏ボード、スレートくず、レンガくずなど
	⑩ 鉱さい	コークスなど
	⑪ がれき類	工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリート、レンガ、アスファルトなど
	⑫ ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設から発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	⑬ 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築・改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	⑭ 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等
	⑮ 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	⑯ 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	⑰ 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	⑱ 動物（家畜）のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、鳥などのふん尿
	⑲ 動物（家畜）の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、鳥などの死体
	⑳ ①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、①～⑱に該当しないもの (政令第 13 号廃棄物)	

》 事業系一般廃棄物

事業活動に伴って発生する産業廃棄物以外のすべてのごみをいいます。

ここでいう「事業活動」とは、飲食店などの店舗、事務所や会社、工場、農業などの営利を目的としたものばかりではなく、学校や官公庁、医療施設、社会福祉施設、NPO法人などの営利活動を目的としないものも含まれます。

事業系一般廃棄物は、地域のごみステーション（家庭ごみの集積場所）に出すことはできません。排出事業者自らが三木市清掃センターへ搬入するか、市長が許可した三木市一般廃棄物収集運搬（ごみ）許可業者に委託する必要があります。

》 ごみとして処理する方法

事業系一般廃棄物の収集・運搬を委託する場合には、市長から許可を受けている三木市一般廃棄物収集運搬（ごみ）許可業者との契約が必要になります。

また、産業廃棄物の収集・運搬及び処理を委託する場合には、兵庫県知事の許可を受けている収集運搬業者及び処分業者のそれぞれとの契約が必要です。

排出事業者が、無許可の事業者へ委託した場合、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はこの両方が科せられます（廃棄物処理法第25条第1項第6号）。また、無許可で受託した事業者も、同様の刑が科せられます（同第1号。法人については、3億円以下の罰金（同法第32条第1項第1号））。

事業者へ依頼した場合、契約に基づく処理費用が必要となるため、収集回数、収集時間、収集量、収集場所などを事前に整理しておく、契約手続を円滑に行うことができます。

なお、産業廃棄物の排出事業者は、その処理を委託する場合には、引渡しと同時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を受託者に交付しなければならず、また、交付した日から5年間の保管が義務づけられています。

●三木市一般廃棄物収集運搬（ごみ）許可業者に関する問い合わせ先

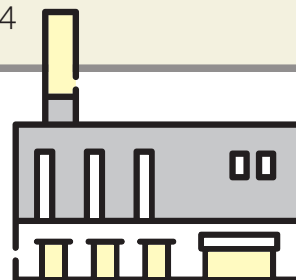
三木市 市民生活部環境政策課 TEL：0794-82-2000（代）

●産業廃棄物に関する問い合わせ先

兵庫県 北播磨県民局環境課 TEL：0795-42-5111（代）

●産業廃棄物処理（収集運搬及び処分）業者に関する問い合わせ先

一般社団法人兵庫県産業資源循環協会 TEL：078-381-7464



» 三木市清掃センターで処理できる廃棄物

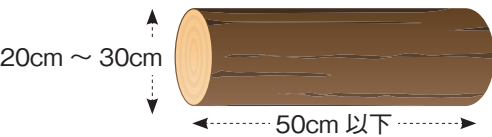
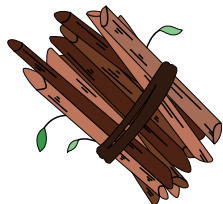
廃棄物の種類

三木市内で発生した廃棄物で、次のものになります。

- (1) 事業系一般廃棄物
- (2) 産業廃棄物のうち、紙くず、木くず、天然繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物
(三木市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条、同規則第13条)

遵守すべき搬入基準

排出事業者が直接搬入する場合には、計量棟入口にて、事業所名、廃棄物の内容、発生場所を確認します。

ごみの種類	搬入基準
可燃ごみ	・長さ 30cm 以下、太さ 3 cm 以下 ・紐で束ねた廃棄物は、<u>投棄時には切断する</u> ・箱に入っているものは、<u>投棄時には中身を出す</u> ・天然繊維の紐状（1 m 以下）（ナイロン、ゴムは不可）
あらごみ (木製のみ)	・長さ 180cm 以下、太さ 30cm 以下、幅 90cm 以下 ・置は、本置（藁で製作された置）のみ ・木くず・剪定枝は、枝・木（長さ 180cm 以下で太さ 3 cm 以下）と、幹・角材（長さ 180cm 以下で太さ 30cm 以下）に<u>分けて積み込み、分けて降ろす</u>  20cm ~ 30cm 50cm 以下  太さが 3 cm 以上の枝は切断して枝と幹に分ける  丸太の太さが 30cm 以上のものは、<u>縦割りにする</u>
紙くず	・段ボール、新聞紙、雑誌、紙管、空き箱、機密文書は、<u>分けて積み込み、分けて降ろす</u>



搬入制限

次に該当する場合は、**搬入できません**。

- ・ 分別されていないごみ
- ・ 搬入時間が長時間になるごみ
- ・ 搬入基準に合わないごみ
- ・ 車両総重量 7.5 トン以上（中型車、大型車）の車
- ・ 建築物解体の廃棄物
- ・ 繁忙期（夏季の剪定枝、草）の多量搬入（3 台 / 日）

ごみ処理手数料

区 分		単 位	手数料
事業系一般廃棄物		10kg	130 円
産業廃棄物（条例第 8 条に係るもののみ）	可燃物		

三木市清掃センターへの搬入受付時間

月曜日～金曜日（祝日を含む、年末年始を除く） 8:30 ～ 11:30、13:00 ～ 15:30

産業廃棄物は受入れできません

三木市清掃センターでは、条例第 8 条以外の産業廃棄物は受入れできません。

家庭ごみと偽って搬入した場合は「**不法投棄**」となり、廃棄物処理法第 25 条第 1 項第 14 号の規定により、5 年以下の懲役若しくは 1 千万円以下の罰金、又はこの両方が科せられます（法人については、3 億円以下の罰金（同法第 32 条第 1 項第 1 号））。

産業廃棄物は、排出事業者の責任で、兵庫県知事の許可を受けている収集運搬業者及び処分業者に委託し、処理してください。



搬入物の検査（展開検査）

三木市では、三木市清掃センターに搬入されるごみの内容物を定期的に検査しています。リサイクルが可能な可燃ごみや段ボール、産業廃棄物や市外で発生したごみの混入の有無を確認し、ごみの減量化・資源化と適正処理を図っています。

不適切なごみが見受けられた場合には、搬入事業者に対し持ち帰るよう指示し、あわせて指導や啓発などを実施しています。

搬入物の検査（展開検査）の様子



搬入物の検査（展開検査）で見つかった不適切なごみ

資源物（段ボール）



資源物（ペットボトル）



資源物（ビニール）



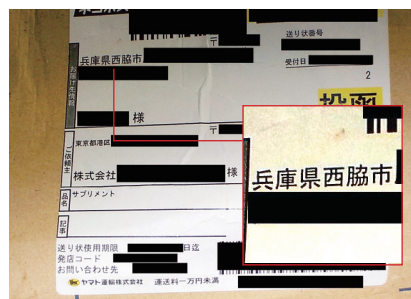
産業廃棄物（瓦）



産業廃棄物（土）



他市で発生したごみ



三木市清掃センターでは、産業廃棄物は受入れできません

産業廃棄物は、排出事業者の責任で、兵庫県知事の許可を受けている収集運搬業者及び処分業者に委託し、処理してください。

》 3 R の理念・ごみの減量化

3 Rとは、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の頭文字を取った言葉です。

ごみを減らすことは、焼却や埋立処分による環境負荷等を低減することにつながります。

まずは、ごみの発生自体を抑制し（リデュース）、次に、ごみにせず繰り返し利用し（リユース）、最後に、再資源化する（リサイクル）ことで、持続可能な未来、循環型社会の実現に向けて取り組む必要があります。

ごみの減量化のメリット（リデュース、リユース）

》》 環境負荷の低減

ごみを処理する際には、収集運搬、焼却、埋立て時に二酸化炭素が発生するなどし、環境に負荷がかかります。ごみの減量によって、環境への負荷を低減することができます。

》》 企業イメージのアップ

環境問題や経済安全保障など、企業を取り巻く環境の変化に伴い、サステナビリティへの関心が非常に高まっています。地球規模での環境問題が深刻化している中、ごみの減量化・資源化を推進することは、企業にとって大きなイメージアップにつながります。

》》 コストの削減

事業を継続していく中で、ごみの処理費用は必要経費になります。職場での継続的な節約・効率化を行い、ごみを減量することで、経費を削減できます。

リサイクル

》》 資源として活用を

資源として活用できるものは、ごみ（資源物）にせず、びん、缶、紙類、布類などに分別し、廃棄物再生事業者に依頼しましょう。



》》 雑がみもリサイクルに



雑がみとは、新聞、段ボール、雑誌、紙パック以外でリサイクルできる紙をいいます。

パンフレット、コピー用紙、包装紙など、可燃ごみとして捨てられることが多いものですが、これらを雑がみとしてリサイクルすることで、ごみを減量できます。

» 廃棄物再生事業者登録名簿

兵庫県のホームページに掲載されている「廃棄物再生事業者登録業者名簿（令和5年8月1日付け）」に基づき、再生事業場の所在地が北播磨地域の事業者を掲載しています。

三木市清掃センターに搬入される事業系ごみのうち、特に多い「紙くず」と「木くず」については、リサイクル処理が可能です（ただし、リサイクルできない紙くず（禁忌品）もあるため、詳細については、必ず、各事業者へお問い合わせください。）。

なお、紙くずや木くず以外の再生品目を取り扱っている事業者や、北播磨地域以外の事業者については、兵庫県のホームページにてご確認ください。

事業者名	登録再生品目	再生事業場の所在地	電話番号
大栄環境(株)	古紙、木くず 他	三木市	0794-88-2169
(株)徳原	古紙 他	三木市	0794-82-5756
川西紙業(株)	古紙	小野市	0794-67-2070
(有)アルミック徳原	古紙 他	西脇市	0795-23-8853
(株)幸伸商事	古紙 他	加西市	0790-48-8866

» 三木市一般廃棄物収集運搬（ごみ）許可業者名簿

事業系一般廃棄物の収集・運搬を委託する場合には、市長から許可を受けている三木市一般廃棄物収集運搬（ごみ）許可業者との契約が必要になります。

（令和6年10月1日現在）

事業者名	電話番号
木村工業(株)	0120-762-110
長田環境開発(有)	85-0555
(株)巴山環境	88-6155
三木美化センター(株)	83-2611

事業者名	電話番号
ミズホ商会	88-2158
(株)カンキョウ	82-1657
(株)かんぜおん	72-1535

» 産業廃棄物処理業者名簿

廃棄物処理法に基づき、兵庫県知事から産業廃棄物処分業の許可を受けている事業者について、兵庫県のホームページに掲載されている名簿（令和5年8月1日付け）に基づき、管轄県民局が北播磨県民局の事業者から掲載しています。

実際の業務内容など詳細については、各事業者へお問い合わせください（回収可能、持ち込み可能となっている場合でも、料金や条件等、事前に各事業者へご相談ください。）。

(表の見方)

廃油	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性 残さ	金属くず	ガラ陶
業者名						電話番号	
住所						(事業場の所在地)	
「○」：取扱いのある品目 「回」：業者による回収あり 「持」：持ち込み可能							

廃油	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性 残さ	金属くず	ガラ陶
(有)アルミック徳原						0795-23-8853	
西脇市大野 150 番地の 1						(西脇市)	
	○	○	○			○	
	回 持	回 持	回 持			回 持	
(有)井上鋳油						0794-62-6829	
小野市葉多町 826 番地の 6						(小野市)	
	○						
	回 持						
(株)池澤						0794-66-4110	
小野市河合中町 895 番地の 6						(小野市)	
			○				
			回 持				
(株)エム・アール・シー						0794-85-2133	
三木市さつき台一丁目 29-9						(三木市)	
	○	○		○		○	
	回 持	回 持		回 持		回 持	
(有)エコリサイクル						0795-23-5985	
西脇市高松町字横山 633 番地 81						(西脇市)	
	○	○	○	○			
	回 持	回 持	回 持	回 持			
(有)エフ・エス・シー						0794-83-6838	
三木市加佐 875 番地						(三木市)	
							○
							回 -
加西砕石(株)						0790-46-0316	
加西市山下町 2354 番地の 12						(加西市)	
							○
							回 持
(株)シミズ						0795-32-3925	
多可郡多可町中区牧野 272-18						(多可郡多可町)	
							○
							回 持
(株)シンノウ						0794-83-8444	
三木市別所町花尻 635						(三木市)	
	○					○	○
	回 -					回 -	回 -
大栄環境(株)						0794-88-2169	
三木市口吉川町吉祥寺 132-8						(三木市)	
○	○	○	○	○	○	○	○
回 -	回 -	回 -	回 -	回 -	回 -	回 -	回 -

廃油	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性 残さ	金属くず	ガラ陶
(株)寺根商店 西脇市日野町 131 番地							0795-22-1741 (多可郡多可町、西脇市)
	○ 回 持	○ 回 持	○ 回 持			○ 回 持	○ 回 持
(有)東洋カレット商会 加西市鶏野町 2207 番地							0790-49-2468 (加西市)
						○ 回 持	○ 回 持
(株)徳原 三木市鳥町 886 番地の 58							0794-82-5756 (三木市)
	○ 回 持	○ 回 持				○ 回 持	
(株)西畑土建 三木市福井 2093 番地の 27							0794-83-4153 (小野市)
	○ 回 持	○ 回 持	○ 回 持			○ 回 持	○ 回 持
一組兵庫(株) 西脇市西脇 880 番地の 2							0795-23-3944 (西脇市)
			○ - 持				○ - 持
福田道路(株) 新潟県新潟市中央区川岸町一丁目 53 番地 1							0794-67-1901 (小野市)
							○ 回 持
三木バイオテック(株) 三木市口吉川町南畑 849 番地の 1							0794-68-9024 (三木市)
					○ - 持		
(株)宮下木材 加東市新定 315 番地							0795-46-1168 (加東市)
			○ 回 持				
(有)ユニテック 三木市大塚二丁目 358 番地 1							0794-83-7369 (三木市)
		○ 回 持	○ 回 持	○ 回 持			○ 回 持
歩信栄建設(株) 加古川市野口町水足 1956 番地の 1							079-426-6666 (西脇市)
	○ 回 持	○ 回 持	○ 回 持	○ 回 持		○ 回 持	○ 回 持
吉田実業(株) 神戸市西区福吉台二丁目 8 番地の 13							078-967-2205 (小野市)
	○ 回 持	○ 回 持	○ 回 持	○ 回 持		○ 回 持	○ 回 持
(株)山陽 姫路市亀山 231 番地の 2							079-234-5550 (加西市、三木市)
	○ - 持					○ - 持	○ - 持

三木市清掃センター案内

所在地 三木市加佐 1199
 <電話> 83-2608 <FAX> 83-2695

搬入受付時間 月曜日～金曜日（祝日を含む、年末年始を除く）
 8:30～11:30、13:00～15:30

ごみ処理手数料

区 分		単 位	手数料
事業系一般廃棄物		10kg	130 円
産業廃棄物（条例第8条に係るもののみ）	可燃物		

案内図



※三木市吉川クリーンセンターでは、再生可能な紙くずのみ搬入受入れをしています。